

「会員事業所優良従業員表彰制度」 ～会頭名による表彰状を交付～

当所では会員事業所の永年勤続従業員や事業所の発展に寄与された従業員の方々を対象に、ご推薦いただいた事業所の希望日に合わせて会頭名による表彰状を交付し、事業主から被表彰者に授与していただく「会員事業所優良従業員表彰」を実施しております。

ぜひ多くの被表彰者の方々をご推薦ください。

費用は、表彰状 1 枚につき、一律 1,050 円（消費税含）です。

表彰対象

- (1) 永年勤続され、勤務成績が優良な方（呼称：永年勤続者表彰）
☆勤続満 10 年以上、20 年以上、30 年以上の 3 段階で表彰
- (2) 定年退職する従業員で、事業所の発展に功労のあった方（呼称：功労者表彰）
- (3) 事業所の発展に功績のあった方（呼称：功績者表彰）

平成 29 年分の確定申告～申告・納税は期限内に～

平成 29 年分の所得税及び消費税の法定納期限及び振替日は次の通りです。

税目	納期限	振替納税日
所得税及び復興特別所得税	平成 30 年 3 月 15 日（木）	平成 30 年 4 月 20 日（金）
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成 30 年 4 月 2 日（月）	平成 30 年 4 月 25 日（水）

◆特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）のご案内

雇入れ日の満年齢が 65 歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。ぜひご活用ください。お問合せ先：ハローワーク鳥栖（82-3108）

◆奨励金の支給額

支給対象者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	70 万円	1 年	35 万円 × 2 期
短時間労働者（※2）	50 万円	1 年	25 万円 × 2 期

◇2月の無料相談日のご案内

税務相談 2月 7日(水)・21日(水) 顧問税理士（川崎税理士）
金融相談 2月 2日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業
 2月 13日(火) 日本政策金融公庫中小企業事業
 2月 14日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談 2月 9日(金) 行政書士会 2月 16日(金) 司法書士会
 2月 23日(金) 県弁護士会

*予約制ですので、ご希望の方は事前にご連絡下さい。